

ポルトガル連邦共和国憲法

前文

ポルトガル連邦共和国は、共和国が主権国家であることを自覚し、武力により諸国民を脅かすことを認めず、国際社会の平和及び安定が維持されることを、強く希求する。

共和国は、多様な文化及び言語を有する全ての人民を包括的に統合し、統一国家を築く。

共和国は、統一国家たる誇りを固持する。

共和国は、連邦共和制のもと、憲法の守護者たるコンスティトゥイスイス家による、この憲法の解釈、理念及び精神の継承を断固として擁護する。

第一章 国家

第一条 大権は、国がこれを有する。

2 国は、大権を、共和国の統一及び社会の安定並びに国民の生命、安寧及び財産を保障する為に行使しなければならない。国民個々の自由及び権利は、これを補完するものでなければならない。

第二条 国民は、共和国の繁栄、社会の安寧及び秩序の維持に努める義務を負う。

2 国民の基本的人権その他諸権利は、この憲法及び法律の範囲内において保障される。

3 共和国を構成する全ての民族の人民は、国民として共通の権利及び義務を享有する。

第三条 国は、共和国の統一が破壊され、秩序の崩壊の恐れがある場合は、これらに対処する為の包括的な権限を有する。

第四条 共和国の主都は、リスボンとする。

2 国の機関は、全てリスボンに置かれるように努めなければならない。

第五条 連邦政府は、国の行政を代表する。共和国のあらゆる行政権限は、連邦政府が包括的に有する。

2 大権の行使に伴う施策の実行は、連邦政府がこれを行う。

3 連邦政府は、共和国の構成国及び地方公共団体に対し、その地域における行政権限を分離して付与することができる。

4 国の管理するあらゆる文書その他公文書の言語は、ポルトガル語及びアラビア語としなければならない。

第六条 共和国の経済は、連邦政府による統制を受ける。

第二章 コンスティトゥイスイス家

第七条 コンスティトゥイスイス家は、この憲法の擁護者である。コンスティトゥイスイス家は、この憲法を擁護する義務を負う。

- 2 コンスティトゥイス家は、連邦政府のいかなる干渉も受けない。
- 3 コンスティトゥイス家は、政治的に完全に中立でなければならない。
- 4 コンスティトゥイス家は、国の司法権を保障する。
- 5 コンスティトゥイス家は、この憲法に基づく法の支配を保障する。

第三章 安全保障及び軍事的中立

第八条 国は、軍事的中立を維持しなければならない。国の武力は、いかなる他国にも寄与する形で行使されてはならない。

- 2 国の武力は、専ら自衛権の発動の為に行使される。

第九条 国は、共和国の主権、平和の維持及び社会の安定の維持並びに国民の自由、権利及び財産を保障する為に国防軍を有する。

- 2 国防軍は、連邦政府によって統制され、監督を受けなければならない。
- 3 国防軍の最高指揮官は、連邦政府の長とする。

第四章 国民及び大権

第十条 国民は、共和国の繁栄の為に奉仕する義務を負う。

- 2 国民のあらゆる権利は、共和国の繁栄及び社会の発展その他公共に寄与する為に行使されなければならない。

第十一条 大権は、この憲法の規定に基づき発動することができる。

- 2 大権が発動された場合は、連邦政府が司法権及び立法権の発動を停止し、行政権に基づき、共和国の法律と同等の効力を有する政令を制定することができる。

第十二条 国は、大権が発動された場合において、大権に反する者を処刑する。ただし、コンスティトゥイス家を構成する者が、大権の発動に対し反した場合を除く。

第十三条 大権は、発動された日から一月の期間が経過した場合は、その発動は停止するものとする。

- 2 前項の期間が経過する前に、連邦政府の長が発動を停止する旨の命令を下した時又はコンスティトゥイス家が連邦政府に対し大権の発動を停止する旨の命令を下した時は、その期間の経過を待つことなく、大権の発動は停止する。

第五章 立法権

第十四条 国の立法権は、議会がこれを有する。

- 2 議会は、共和国の法律を制定する。

第十五条 議会の議員は、国民によって選挙された者が務める。

2 議員の任期は、この憲法が制定され、効力を有した後に、議会の制定する法律によって、これを定める。

第十六条 議会の構成は、法律をもってこれを定める。

第十七条 法律は、この憲法の規定に反してはならない。この憲法の規定に反する法律の効力は、発生しない。

第六章 司法権

第十八条 国の司法権は、裁判所がこれを有する。

2 裁判所は、この憲法及び法律に基づき、公正に裁判を開く。

第十九条 全ての裁判は、コンスティトゥイス家の名の下に開かれる。

2 裁判所は、判決を下すことにより、司法権を行使する。

第二十条 全て国民の裁判を受ける権利は、保障されなければならない。

第七章 経済活動

第二十一条 共和国の経済活動は、連邦政府によって監督を受ける。

2 共和国の経済活動の状況によって、国民の生活が悪化する恐れがある場合は、連邦政府がこれを是正する為に介入しなければならない。

第二十二条 連邦政府は、共和国の経済状況を良好にし、経済を発展させる為に、あらゆる策を講じなければならない。

第八章 改正及び解釈

第二十三条 この憲法の改正は、議会が改正を発議し、改正案が作成され、議会において提出され、審議され、議決され、コンスティトゥイス家によって承認されなければならない。

2 前項の手続を経なかった場合は、この憲法を改正することはできない。

第二十四条 この憲法の規定に関するあらゆる解釈は、コンスティトゥイス家が示したものに限り、効力を有する。

2 コンスティトゥイス家の示したこの憲法の規定に関する解釈に反する解釈は、その効力を有しない。

第二十五条 この憲法の規定に関する解釈について、裁判所に対し請求がされた場合は、その裁判における裁判長及びその他の判事は、コンスティトゥイスキ家の者がこれらを務めなければならない。